

トイヘドモの文法化と意味・機能

江 原 由美子

1 「と言へども」の文法化

1.1 二つの「と言へども」

古代日本語の接続助詞ドモは、引用を表す助詞「と」と動詞「言ふ」が前接して、「と言へども」という形を取ることがある*。「と言へども」には、(1)～(3)のように、「言ふ」が音声を伴った発話行為を意味するものと、(4)～(6)のように、音声を伴った発話行為を意味しないものがある。

- (1) 楫取のいはく、「これは、竜のしわざにこそありけれ。この吹風は、よきかたの風なり。あしきかたの風にはあらず。よきかたにおもむきて吹くなり」と言へども、大納言は、これを聞きいれ給はず。(竹取)
- (2) わざとかう立ち寄り給へる事と言はせられたらば、入りて、「かく御とぶらひになむおはしましたる」と言ふに、おどろきて、「いとかたはらいたき事かな。この日ごろ、むげにいと頼もしげなくならせ給ひにたれば、御対面などもあるまじ」と言へども、帰したてまつらむはかしこし、とて南の廂引きつろひて入れたてまつる。(源氏・若紫)
- (3) 子どものいふやう、「無為なる人の家より出さん事、あるべきにあらず。忌の方成とも、我門よりこそ出さめ」といへども、「僻事なし給そ。たゞ厚行が門より出し奉ん」といひて、帰ぬ。(宇治・卷二6)
- (4) 其経、年シ来口風セ雨ノタメニクチウセタリトイヘトモ、ワツカニ一巻ノコレリ。
(法華百座・ウ253)
- (5) ソノ主ト柄ト無常ヲアラソフサマ、イハバ朝顔ノ露ニコトナラズ。或ハ露落チテ花残レリ、残ルトイヘドモ朝日ニ枯レヌ。或ハ花シボミテ露ナヲ消エズ、消エズトイヘドモヲ待ツ事ナシ。(方丈)
- (6) まことに、愛着の道、その根深く、源遠し。六塵の楽欲多しといへども、皆厭離しつべし。
(徒然・九)

「言ふ」が発話行為を意味する(1)～(3)では、「言ふ」という動作を行う主体を特定することが可能である。(1)は「楫取」、(2)は光源氏が見舞いに訪れた尼君の家の女房(もしくは少納言の乳母)、(3)は「子ども」が「言ふ」の主体となっている。一方、「言ふ」が発話行為を意味しない(4)～(6)では、「言ふ」という動作を行う主体を特定することができない。(4)は「其経」が「言ふ」の主体で、「年シ来口風セ雨ノタメニクチウセタリ」と発話したとは考えられない。(5)(6)も「花」「露」「六塵の楽欲」が「残ル」「消エズ」「多し」と発話したと考えることは無理である。(4)～(6)

の「言ふ」は、「其経、年シ来口風七雨ノタメニクチウセタリ」という個別の事態、「花残ル」「露消エズ」という状態、「六塵の楽欲(=眼・耳・鼻・舌・身・意に働きかけて心を汚して煩惱を起こさせる、色・声・香・味・触・法の願求欲望)多し」という一般性のある事態といった、「と言ふ」の前に来る事柄や事態を提示するような意味で用いられていると考えられる。

また、接続助詞ドモはいわゆる逆接確定条件を表すとされるが、(1)～(3)と(4)～(6)では、後件と対立する前件の範囲が異なっている。(1)～(3)では、「と言へ」までが前件の事態であると考えられる。例えば(2)では、「いとかたはらいたき事かな。この日ごろ、むげにいと頼もしげなくならせ給ひにたれば、御対面などもあるまじ」と言ふが前件であり、尼君の家の女房(もしくは少納言の乳母)が、源氏と尼君との対面が無理ではないかと発言していることが示されている。一方後件は「帰したてまつらむはかしこし、とて南の廂引きつくるひて入れたてまつる」であり、尼君の家の女房(もしくは少納言の乳母)が、源氏を引き留めようとしていることが示されている。対面できないのであれば、見舞客には帰ってもらうようにするということが期待されるが、ここでは引き留めており、期待される結果とは反対の事態が生起している。この例では、前件と後件の事態は期待に反するという点で対立していると言える。(1)(3)も、「楫取」と「大納言」、「(厚行の家の隣の家の)子ども」と「厚行」の意見が対立していることが示されており、「～と言ふ」という前件の事態と後件の事態との対立がドモで示されていると言える。

一方(4)～(6)では、「と言へども」の前までが前件の事態であると考えられる。例えば(4)では、前件の「其経、年シ来口風七雨ノタメニクチウセタリ」から期待されるのは、経が現存しないということであるが、後件はその期待に反して、「ワツカニ一巻ノコレリ」となっている。前件と後件は期待に反するという点で対立しており、その前件の事態に「と言ふ」は関わっていない。前件の事態に「と言ふ」が含まれないというのは(5)(6)でも同じである。(6)は、前件「六塵の楽欲多し」から期待される事態に反する事態が、後件「皆厭離しつべし(=皆厭い捨てることができるだろう)」であり、期待に反するという点で前件と後件が対立している。また(5)も、「残ル」「消エズ」と「朝日ニ枯レヌ(=残らない)」「タヲ待ツ事ナシ(=消える)」という前件と後件の状態が対立している。これらの例では、前件の事態に含まれない「と言ふ」は接続部に関わっているとしか考えられず、「と言へども」全体で前件と後件の対立関係を提示しているのではないと思われる。

以上から、「と言へども」には、「言ふ」が発話行為という実質的な意味を持ち、その主体が特定できるものと、「言ふ」が発話行為を意味せず、その主体が特定できないものがあると言える。前者は「～と言ふ」までが前件であり、ドモによって前件と後件の対立が示されている。本稿ではこのような「と言へども」を「ト言フ+ドモ」と呼ぶことにする。また、後者は「と言ふ」の前までが前件であり、「と言へども」によって前件と後件の対立が示されていると考えられる。本稿ではこのような、全体で接続助詞的に機能している「と言へども」を「トイヘドモ」と呼ぶことにする。

1.2 「ト言フナドモ」と「トイヘドモ」の連続性

「ト言フナドモ」では、「言ふ」という発話行為を行う主体は(1)～(3)のように個人の場合もあれば、次の例のように不特定多数と考えられる場合もある。(7)では、不特定多数の「人」が「はるきぬ」と言っていることが述べられている。

(7) はるきぬと人はいへどもうぐひすのなかぬかぎりはあらじとぞ思 (古今・卷一11・壬生忠岑)

「言ふ」の主体が不特定多数の世間の人々の場合は、主体が明示されないこともある。このとき、「言ふ」は発話行為の意味が薄れ、世間の人々に言われていることの提示へと移行している。次の(8)では、「これ(＝りうせん寺)は人やどらぬ所」は世間の人々によって言われていること、ひいては世間の人々が常識的に知っていることであると考えられる。このことは、実際に発話されることもあるだろうが、(7)の主体が明示された例に比べると、「言ふ」を実際の発話行為として捉えることは難しい。この例では、後件で他に泊まる所がなく「人やどらぬ所」に泊まったことが述べられており、「これは人やどらぬ所」という前件の事態と後件の事態とが対立的に提示されている。すなわち、この例では、不特定多数の世間の人々を「言ふ」の主体として想定することはできるが、「言ふ」は前件の事態に含まれて発話行為を示すと言うよりも、「トイヘドモ」という接続助詞の一部として機能していると考えの方が妥当であると言える。

(8) 今は昔、修行者の有けるが、津国までいきたりけるに、日暮て、りうせん寺とて、大なる寺の古りたるが、人もなき、有けり。これは人やどらぬ所といへども、其あたりに、又やどるべき所なかりければ、如何せんと思て、負、打おろして、内に入れてたり。(宇治・卷一17)

「言ふ」の発話行為の意味がさらに薄れると、前件の主体として不特定多数の世間の人々が明示されても、それが「言ふ」の主体ではなくなってしまう。次の例では、前件の「或ハ心吉」「或ハ形チ吉」を「世ノ人」が言ったこととは考えられず、「世ノ人」を「言ふ」の主体と解すことはできない。また、「或ハ」が「言ふ」の主体で、「心吉」「形チ吉」と言ったとも考えることはできない。「言ふ」は、「世ノ人」の中に「心吉」「形チ吉」とされる者がいることを示しているだけである。この例では、「或ハ心吉」「或ハ形チ吉」は「形不随ズ」「心ニ不叶ズ」という後件と対立しており、「言ふ」は「トイヘドモ」という接続助詞の一部になっていると考えられる。

(9) 又車匿ニ宣ハク、「世ノ人、或ハ心吉ト云ヘドモ形不随ズ、或ハ形チ吉ト云ドモ心ニ不叶ズ。汝ハ心・形皆違フ事無シ。(今昔・卷一4)

また、(9)で述べられている「或ハ心吉ト云ヘドモ形不随ズ」「或ハ形チ吉ト云ドモ心ニ不叶ズ」という事態の展開は、文化的背景や習慣などに照らし合わせて考えて、一般的に認めうるものであり、前件の「或ハ心吉」「或ハ形チ吉」は、世間一般に言われているとみなされる事態であると考えられる。これは先の(5)(6)でも同じで、「或ハ露落チテ花残レリ、残ルトイヘドモ朝日ニ枯レヌ」「或ハ花シボミテ露ナラ消エズ、消エズトイヘドモタヲ待ツ事ナシ」「六塵の楽欲多しといへども、皆厭離しつべし」という事態の展開は、不特定多数の世間一般が認めているものであり、それぞれの前件「(或ハ

露落チテ花) 残ル」「(或ハ花シボミテ露ナヲ) 消エズ」「六塵の樂欲多し」は、不特定多数の世間一般に言われているとみなされる事態である。これらの例では、「言ふ」は、不特定多数の世間一般に言われているとみなされる事態、言い換えれば一般性のある事態の提示に用いられていると考えられる。

このように、「言ふ」の動作主体が特定可能な個人から不特定多数になり、さらにはその主体が表示されなくなると、「言ふ」は実際の発話内容の提示から不特定多数の世間の人々に言われていることの提示へと移行する。そしてさらには、不特定多数の世間一般に言われているとみなされる、一般性のある事態の提示をも表すようになる。また、「言ふ」の意味がさらに抽象化すると、次の(10)や先の(4)のように、不特定多数の世間一般に言われていることとして見せかけ、個別の事態を提示するような場合にも用いられることとなる。

(10) 僧、こたへ給はく、「我は、汝、鹿を追て、寺の前を過しに、寺の中にありて、汝に見えし地藏菩薩也。汝、罪業深重なりといへども、いさゝか、我に帰依の心をおこしし業によりて、我、今、汝を助けんとする也」との給ふ、と思てよみがへりて後は、殺生をながく断ちて、地藏菩薩につかうまつりけり。(宇治・卷三12)

すなわち、「言ふ」の主体が特定可能な個人か不特定多数の世間一般かということと、「言ふ」が発話行為という意味をどれだけ実質的なものとして有しているかということは、密接に関わっていると言える。それらと「ト言フ+ドモ」「トイヘドモ」との関係を示すと、次のようになる。「と言へども」は、「言ふ」の主体を特定できれば、「言ふ」が実質的な意味を持つ「ト言フ+ドモ」、「言ふ」の主体を想定できなければ、「言ふ」が実質的な意味を持たない「トイヘドモ」である。ただし、「言ふ」の主体が不特定多数の場合は中間的であり、主体が明示されていれば「ト言フ+ドモ」、明示されていなければ「トイヘドモ」に近づく。

「言ふ」の主体	「言ふ」が提示する事態	「言ふ」の意味	形式
特定可能な個人	個人の発話内容	実質的 (発話行為)	ト言フ+ドモ
不特定多数	不特定多数の発話内容		
	φ	不特定多数に言われているとみなされる事態 (一般性のある事態)	形式的 (事態の提示)
不特定多数に言われていると見せかけている事態 (個別の事態)			

このように古代日本語において、「言ふ」という動詞が逆接を表す接続助詞ドモに前接するときには、①「言ふ」という動作を行う主体を特定、もしくは想定できるか否か、②「言ふ」が発話行為という実質的な意味を持つか否かで、「ト言フ+ドモ」と「トイヘドモ」という二通りの表現形式が存在する。しかしながら従来の研究では、「言ふ」が発話行為を意味せず、「と言へども」全体で接続助詞

相当の一語として働いている「トイヘドモ」について、その独自性があまり考えられてこなかったように思われる。そこで本稿では、トイヘドモの意味・機能を明らかにすることにより、古代日本語の逆接表現においてトイヘドモが担っていた役割を考えてみたい。

トイヘドモとドモ、そしてドモと同じくいわゆる逆接確定条件を表すとされる接続助詞ドの用例を奈良時代から鎌倉時代にかけての作品から採取すると、次の表ようになる(ド・ドモの用例数には、接続詞サレド、サレドモ、シカレド、シカレドモ、カカレド、カカレドモなどの一部となっているものは含まれない。また、トイヘドモの用例数には、返読文字「雖」が用いられているものは含まれない。トイヘド、サ(ハ)イヘド、カクハイヘド、サ(ハ)イヘドモなども、トイヘドモと同様に「言ふ」に発話行為という実質的な意味が見られない場合があるが、トイヘドモに比べると用例数が少なく、一語化した形式としてみなすかどうかには検討が必要であるので、本稿では便宜的にド・ドモの用例数に含めた。なお、括弧内は全用例における散文用例数である)。

	ド	ドモ	うち、ト言フ+ドモ	文+トイヘドモ	体言+トイヘドモ
万葉集(確例)* ²	90 (0)	69 (0)	1 (0)	0	0
竹取物語	19 (19)	20 (20)	2 (2)	0	0
古今和歌集	49 (0)	42 (0)	1 (0)	0	0
伊勢物語	52 (41)	11 (4)	0	0	0
土佐日記	21 (13)	14 (12)	0	0	0
大和物語	111 (82)	20 (4)	0	0	0
蜻蛉日記	184 (169)	30 (16)	0	1 (1)	0
源氏物語	2457 (2419)	91 (63)	1 (1)	0	3 (3)
枕草子	199 (198)	21 (20)	0	0	0
和泉式部日記	64 (53)	2 (1)	0	0	0
紫式部日記	47 (46)	1 (1)	0	0	0
更級日記	32 (29)	5 (3)	0	0	0
法華修法一百座聞書抄	20 (20)	5 (5)	0	3 (3)	0
今昔物語集(巻一～一〇)	4 (4)	124 (124)	7 (7)	316 (316)	2 (2)
方丈記	12 (12)	6 (6)	0	7 (7)	0
宇治拾遺物語	102 (102)	209 (205)	9 (9)	2 (2)	0
徒然草	71 (71)	46 (46)	0	8 (8)	1 (1)

本稿では以下、トイヘドモが多用されている『今昔物語集』をテキストとして考察を進めることにする。また、トイヘドモには文が前接する場合と体言が前接する場合があるが、本稿では、文が前接する場合のみを対象とする*³。

2 先行研究とその問題点

先行研究では、トイヘドモはドモと同じ意味・機能を担うものとして考えられることが多く、ドモから独立させて論じているものはあまり見られない。それは、トイヘドモを「引用を表す助詞「と」

+動詞「言ふ」の已然形「言へ」+接続助詞ドモ」という構成の語だと解したからだと思われる。しかし、先にも見たように、「言ふ」が発話行為を意味する「ト言フ+ドモ」と「言ふ」が発話行為を意味しないトイヘドモでは、接続助詞として働いている部分が前者はドモ、後者はトイヘドモというように異なっており、分けて考えるべきだと思われる。

僅かに見られる先行研究では、(Ⅰ) 逆接確定条件を表す、(Ⅱ) 逆接仮定条件を表す⁴⁾、といった意味・用法が指摘されている。しかし、トイヘドモがどのような逆接確定条件、あるいは逆接仮定条件を表すのかということはあまり考えられていない。また、意味・用法の分類が先行研究によって区々であるという問題点もある。例えば、次の(11)は阿部八郎(1985)、糸井通浩(2001)「いへども」では(Ⅰ)とされているが、糸井通浩(2001)「といへども」では(Ⅱ)とされ、(12)も阿部八郎(1985)では(Ⅱ)とされているが、糸井通浩(2001)「といへども」では(Ⅰ)とされている(用例は糸井通浩(2001)「といへども」より引用)。

(11) 絵にかける楊貴妃のかたちは、いみじき絵師といへども、筆限り有ければ、いとにほひ少な
し(源氏・桐壺)

(12) 一銭軽しといへども、是を重ぬれば貧しき人を富める人となす(徒然・一〇八)

また、従来の研究でトイヘドモが注目されてこなかったのは、トイヘドモのトイフが単なるドモの強調であると解されてきたことも原因の一つであると考えられる。春日政治(1942)は、トイヘドモやトイフトモの「トイフ」は「形式語であつて、トモ・ドモだけで足りる」とし、「萬葉集に於ける雖字の用法を見るに、これにつゞく用言を皆下に置いて反讀させるやうに用ゐ、而も接續助詞としてトモ・ドモ又はドと訓ませてあるのみである。イヘドモ・イフトモと訓ませる爲には、必ず云・言・謂などの字を伴はせてゐる。それ故雖字も初はトイフを入れずに單なる助詞として訓まれたものではなからうか。然るに漸次この形式語が一種の強調に入れられて來た。」(研究篇p273)と述べ、ドモを強調した形がトイヘドモになるとしている。しかし、トイフがドモを強調する以外何の働きも担っていないとは考え難い。

そのような中で、山口堯二(1996)は、トイヘドモを「已然形+ど/ども」形式における「句的判断をより強く対象化する形式」(p113)として位置づけており、注目される。氏は、「と」が上接句の判断をより強く対象化すると同時に、それと相関して「いふ」がその判断の作用性をより分析的に担えた」(p111)のために、漢文訓読の「雖」字の訓として「いへども」「いふとも」が固定化し、漢文訓読以外でもある程度一般的に用いられるようになったとしている。しかし、「言ふ」の発話行為を表すという実質的な意味と、トイヘドモにおける「イフ」の意味とのつながりが明確ではなく、トイヘドモの独自性が明らかになっているとは言い難いように思われる。

3 トイヘドモの前件と後件の事態関係

トイヘドモはドモという形態を含んでおり、その機能にはドモの機能が大きく影響していると考え

られる。ドモは類似する事柄が他にもあることを示すモを含むために、前件が多回的な事態や質的に甚だしい事態となっており、量や質の面で差のある二つの事態の対立を提示するという機能を有している⁸⁾。次の(13)～(15)では、波線部「如此ク様様ニ」「上ハ虚空ヲ極メテ、下ハ底根ノ国マデ」「無限ク」から、前件の「死ナムト為ル」ことが複数回行われたことや、「(楊貴妃を) 求ム」ことが広範囲に渡って行われたこと、「思ヒ歎ク」という状態が甚だしいものであったことが示されている。

- (13) 爰ニ□□弥ヨ道心深クシテ思ハク、「我レ早ク死テ道心ノ家ニ生テ、本意ノ如ク仏ノ道ニ入ラム。不如ジ、此ノ身ヲ捨テ、早ク死ナムニハ」ト思ヒ得テ、蜜ニ親ノ家ヲ出テ、山ニ入テ遙ニ高キ巖ノ上ニ登テ身ヲ投ルニ、底ニ落タリト云ヘドモ、身ニ疵無クシテ痛キ所無シ。又大ナル河ノ辺ニ行テ、深キ淵ノ底ニ落入ヌ。然レドモ死ヌル事無シ。又毒ヲ取テ食ニ、毒氣ニ身ヲ不犯ズ。如此ク様様ニ死ナムト為レドモ、身破ル事無シ。(今昔・巻二25)
- (14) 天皇、此レヲ聞テ、大キニ喜ムテ宣ハク、「然ラバ、彼ノ楊貴妃ガ有リ所ヲ尋テ、我ニ聞セヨ」ト。方士、此ノ仰ヲ奉ハリテ、上ハ虚空ヲ極メテ、下ハ底根ノ国マデ求ケレドモ、遂ニ不尋得ズ成ニケリ。(今昔・巻一〇7)
- (15) 天皇、此ノ人々ヲ朝暮ニ愛シ傳キ給ケル程ニ、其ノ二人ノ后・女御、打次キテ失ニケレバ、天皇、無限ク思ヒ歎キ給ケレドモ、甲斐無クテ、只、彼ノ人々ニ似タラム女人ヲ見バヤト、強ニ願ヒ求メ給ケルニ、(今昔・巻一〇7)

このように前件の事態が多回的な事態や質的に甚だしい事態であるということは、トイヘドモについても言えることである。次の(16)では、述部「哭キ歎ク」の主体が「大臣・百官」という複数であることから、前件が多大な事態であることが示されている。同じように(17)では、「発シテ令聞ム」「調ベテ令見ム」対象である「管絃」「歌舞」が「種々」「様々」と複数であることから、(18)では述部「騒ギ求ム」を行う範囲が「東西南北」と広大であることから、(19)では述部「歎キ悲ム」という状態が「昼夜朝暮」と常にあったことから、前件が多大な事態であることが示されている。

- (16) 其ノ時ニ、驚キ怪ムテ寄テ見レバ、御帳ノ内ニ血流レテ国王見エ不給ズ。御帳ノ内ヲ見レバ、赤キ御髮シーツ残レリ。其ノ時ニ宮ノ内騒ギ動ズル事無限シ。大臣・百官集テ哭キ歎クト云ヘドモ、更ニ甲斐無シ。(今昔・巻五1)
- (17) 国王思ヒ煩ヒ給テ、種々ノ管絃ヲ発シテ令聞ムト云ドモ、此ヲ聞モ不愛ズ、様々ノ歌舞ヲ調ベテ令見ムト云ヘドモ、此ヲ見テモ不咲ズ。(今昔・巻二16)
- (18) 然レバ、文君ガ父、文君既ニ失ニタリトテ、東西南北ヲ騒ギ求ムト云ヘドモ、求メ得ル事無シ。(今昔・巻一〇26)
- (19) 今昔、天竺ノ波羅奈国ニ一人ノ大臣有リ。家大ニ富テ財宝豊カ也。而ニ此ノ人、子有ル事無シ。此ニ依テ、昼夜朝暮ニ子無キ事ヲ歎キ悲ムト云ヘドモ、子ヲ儲ル事無シ。(今昔・巻二25)

また次の(20)では、「カヲ発シテ」から「動ス」という動作を可能な限り行ったことが示され、(21)では、「跪テ」から「命ヲ乞フ」ことを最大限に行ったことが示されている。これらの例では、前件が

質的に甚だしい事態であることが示されていると言える。このような質的な甚だしさは、(22)の「仏ヲ見奉ル」や(23)の「身ノ色金色也」のように、習慣や常識に照らし合わせて判断される場合もある。

- (20) 其ノ後阿修羅王、来テ山ヲ動スニ敢テ不動ズ。力ヲ發シテ動スト云ヘドモ塵許モ山不動ザレバ、阿修羅王、力不及ズシテ帰ヌ。(今昔・卷三10)
- (21) 老女殺具ヲ与テ殺サシムルニ、既ニ刀ヲ下ス時ニ、牛跪テ命ヲ乞フト云ヘドモ、「殺サム」ト思フ心盛ニシテ、不許ズシテ殺シツ。(今昔・卷二30)
- (22) 闍王ノ云ク、「我レ逆罪ヲ造レリ、決定シテ無間地獄ニ墮ナムトス。仏ヲ見奉ルト云ヘドモ、罪滅セム事難シ。(今昔・卷三27)
- (23) 諸ノ人此ノ天人ヲ見テ、奇異ノ思ヲ成シテ、仏ニ白テ言サク、「此ノ天人、前世ニ何ナル業有テカ、身ノ色金色也ト云ヘドモ、頭ハ猪ノ頭也、諸ノ不淨所生ノ類ヲ求メ食スル」ト。
(今昔・卷二35)

このように、トイヘドモの前件は多大な事態や質的に甚だしい事態である。一方、後件はどのような事態であるかと言うと、前件から期待される事態とは反対の事態である。例えば、次の(24)では、前件「年来ヲ経テ尋ネ求ム」から期待されるのは、師が見つかるという事態である。しかし、後件に示されている実際の事態は、「更ニ尋ネ得ル事不能ズ」という、期待される事態とは反対の事態となっている。(25)も、前件「寄ルニ随テ此(=魚)ヲ殺」から期待されるのは、魚が殺されないように逃げるという事態であるが、後件に示されている実際の事態は、それとは反対の「逃ル事無シ」となっている。

- (24) 其ノ間、羅漢ノ弟子等外ニ行タル程ニテ、此ノ事ヲ不知ズ。還テ見ルニ、師不在サズ。「若シ他行カ」ト思テ尋ネ求ムルニ、値フ事ヲ不得ズ。年来ヲ経テ尋ネ求ムト云ヘドモ、更ニ尋ネ得ル事不能ズシテ、既ニ十二年ヲ経タリ。(今昔・卷三17)
- (25) 亦、海人等、「阿弥陀魚」ト唱フルニ、魚漸ク岸ニ近ク寄レバ、海人類ニ唱ヘテ魚ヲ寄ス。寄ルニ随テ此ヲ殺ト云ヘドモ、逃ル事無シ。(今昔・卷四37)

上記の(24)(25)は前件が動作性の事態であったが、このことは前件が状態性の事態であっても同じである。次の(26)(27)は前件が状態性の事態となっている例であるが、これらでは、前件の状態から最も期待されない状態が後件となっている。例えば(26)では、前件の「母ノ形ヲ不見ズ、恩ヲ不知ズ」からは、母について何の感情も抱かない状態が期待される。しかし、後件は、前件から最も期待されない状態である「自然ヲ母ノ契ヲ知テ懃ニ恋ル心深シ」となっている。(27)も、前件「国ハ広シ」からは普通国が豊かであることが期待されるが、後件は、前件から最も期待されない状態「民ハ少ク、亦、所ハ荒レタル」となっている。

- (26) 其ノ後ハ、毎日ニ此ノ扇ヲ取出テ見ツ、涙ヲ流シテ恋ヒ悲テ、見テ後ハ玉ノ箱ノ中ニ納メ置ク。張敷、母ノ形ヲ不見ズ、恩ヲ不知ズト云ヘドモ、自然ヲ母ノ契ヲ知テ懃ニ恋ル心深シ。
(今昔・卷九6)

(27) 国ノ境ニ入テ、王、国人ニ云ク、「此ノ国ニ八年ノ内ニ何ナル事カ有ル。亦、何ゾ、国ハ広シト云ヘドモ民ハ少ク、亦、所ハ荒レタルゾ」ト。(今昔・卷一〇33)

以上から、トイヘドモの後件は、前件から期待される事態とは反対の事態や、前件から最も期待されない状態であると言える。トイヘドモは前件が多大な事態や質的に甚だしい事態であり、そこから期待される事態が生起する可能性は高いと考えられる。例えば先の(24)では「年来ヲ経テ」から分かるように、長期間「尋ネ求ム」ことをしているのであり、短期間、もしくは数回のみ「尋ネ求ム」よりも、「尋ネ得ル」という期待される事態が生起する可能性は高いと言える。しかし、トイヘドモの後件では、そのような叶う可能性の高い期待も叶うことはなく、それとは反対の事態や、最も期待されない状態が生起しているのである。

4 トイヘドモによって提示される対立性

トイヘドモは1.2で述べたように、不特定多数に言われている事態、不特定多数に言われているとみなされる事態(一般性のある事態)、不特定多数に言われていると見せかけている事態(個別の事態)の提示を行っている。本節では、トイヘドモによるそれらの事態の提示と、前節で述べたトイヘドモの前件と後件の事態関係にどのような関係が見出されるのか、考えてみたい。

次の(28)(29)は、波線部「波斯匿王ノ子、名ヲバ流離太子ト云フ」「数ノ后有リ」からも分かるように、前件「君(=流離太子)ハ波斯匿王ノ太子也」「此ノ国(=舍衛国)ニ数ノ后有リ」は、不特定多数の世間一般に言われている事態である。

(28) 其ノ時ニ波斯匿王ノ子、名ヲバ流離太子ト云フ、積種ノ座ニ「我レモ積種也」ト思テ登ヌ。諸ノ人此ヲ見テ云ク、「彼ノ座ハ諸ノ積種ノ、大師積摩男ニ向テ物習ヒ給フ座也。君ハ波斯匿王ノ太子也ト云ヘドモ、此ノ国ノ奴婢ノ娘ノ子也。何デカ忝ク此ノ座ヲ穢スベキ」ト云テ、追ヒ下シツ。(今昔・卷二28)

(29) 其ノ時ニ、舍衛国ノ波斯匿王、数ノ后有リト云ヘドモ、「迦毘羅衛国ノ積種ヲ以テ后ト為ム」ト思テ、迦毘羅衛国ノ王ノ許ニ使ヲ遣テ云ク、「此ノ国ニ数ノ后有リト云ヘドモ、皆下劣ノ輩也。積種一人ヲ給ハリテ后ト為ム」ト。(今昔・卷二28)

これらの例では、前件は不特定多数の世間一般に言われている事態であるが、その事態を話し手も認めているとは言い難い。(28)は、前件で流離太子が波斯匿王の太子であるという不特定多数に言われている事態が述べられている。しかし、後件では「此ノ国ノ奴婢ノ娘ノ子也」とされ、話し手にとっては、他の太子と同列に扱うことのできる「波斯匿王ノ太子」ではないことが示されている。(29)も、前件は波斯匿王に后がたくさんいるという不特定多数に言われている事態である。しかし、後件では「皆下劣ノ輩也」とされ、実際の話し手である波斯匿王にとって、真に「后」と言うべき人がいないことが示されている。(28)(29)では、前件に不特定多数に言われている事態を挙げてはいるが、後件にそれを覆すような話し手の判断が述べられており、前件を話し手が認めているとは言い難い。

次の(30)～(32)も会話文の例である。これらは、「我レ(=道俊)」「汝ヂ(=旃陀羅)」「宣徳」という主体に関する個別の事態「我レ般若経ヲ不書写ズ」「汝ヂ我ヲ不助ズ」「宣徳、願ヲ発セリ」が前件となっており、前件を不特定多数に言われている事態とは捉え難い。しかし、前件は、波線部から、聞き手からもその成立を認められた事態であると考えられる。

(30) 道俊ガ云ク、「我、偏ニ念仏ヲ修シテ余ク余ノ暇無シ、何カ大般若経ヲ書写セムヤ」ト。賞繁ノ云ク、「般若経ハ、此レ、菩提ノ直道、众生ノ要須也。然レバ、汝ヂ、猶、此レヲ可写シ」ト勸ムト云ヘドモ、道俊、惣ベテ此ノ事ヲ不受シテ云ク、「我レ般若経ヲ不書写ズト云ヘドモ、浄土ニ生レム事、自然ラ円満シナム」ト。(今昔・巻七5)

(31) 旃陀羅ノ云ク、「汝ヲ免シテハ返テ我レ發ヲ蒙ラム。更ニ不可免ズ」ト云テ、刀ヲ以テ女ノ胸ヲ割テムト為ルニ、女ノ云、「汝ヂ我ヲ不助ズト云ヘドモ、国王ニ此ノ由ヲ申セ」ト。
(今昔・巻四40)

(32) 童子ノ宣ハク、「速ニ宣徳ヲ可放免シ。彼レ、『華嚴経ヲ書キ奉ラム』ト願ヲ発セリ、未ダ其ノ願ヲ不遂ズ」ト。王ノ宣ハク、「宣徳、願ヲ発セリト云ヘドモ、不信ニシテ其ノ願ヲ廢レ忘タリ。豈ニ放チ免サムヤ」ト。(今昔・巻六35)

これらの例では、話し手は聞き手がその成立を認めていることを知った上で、前件の事態を提示している。すなわち、前件は話し手と聞き手にとっての了解事項であると言える。これは、話し手と聞き手のみが存在する当該場面においては、一般性のある事柄、つまりは世間一般に言われているとみなされる事柄であると考えることができる。一方後件には、「浄土ニ生レム事、自然ラ円満シナム」「国王ニ此ノ由ヲ申セ」「不信ニシテ其ノ願ヲ廢レ忘タリ」という話し手の判断が示されている。これらは、前件から期待される事態とは反対となるような事態である。つまり上記の例では、前件に話し手と聞き手にとって一般性のある事柄が挙げられているが、そこから期待されることとは反対となる話し手の判断が後件で示されており、実際には話し手は前件の事態を認めていない(もしくは、前件の事態が話し手の判断に何の影響も及ぼしていない)と言える。

また、次の(33)(34)は、前件に話し手の判断が示されている会話文の例である。これらの例の後件は、前件から期待される事態とは反対となるような話し手の判断であり、前件と後件だけ見ると、特に(34)では、話し手の中で自己矛盾が生じているようにも思われる。しかし、これらは、先の(30)～(32)において、前件の事態が話し手と聞き手にとっては一般性のある事態であることを示すためにトイヘドモが用いられているのと同じように、個別的事態一般性のある事態として見せかけるために、トイヘドモが用いられているのではないかと思われる。話し手は、自身の判断である前件を一般性のある事態として提示することによって、それとは相容れない自身の判断である後件の特異性を際立たせようとしているのではないだろうか。

(33) 費長房答テ云ク、「我レ、其ノ骸ヲ誰ト不知ズト云ヘドモ、道ニ有テ人ニ踏レシヲ哀ブガ故ニ埋ミ隠シテキ。(今昔・巻一〇14)

- (34) 其ノ後、亦数日ヲ経テ、曾氏、前ノ如ク 抱ニ会ス。 抱ノ云ク、「我レ猶、君ヲ殺サムト思フト云ヘドモ、君ヲ許ス。我ガ為ニ七日、善ヲ修セヨ。若シ、此ノ事ヲ違ヘバ、我レ、君ガ頭ヲ取テ可持去シ。若シ君、此ノ事ヲ不信ズハ、君死セム時ニ至テ、面、背ニ可向シ」ト。

(今昔・卷九35)

以上のように会話文では、トイヘドモの前件は、不特定多数に言われている事態、当該場面において不特定多数に言われているとみなされる一般性のある事態、不特定多数に言われていると見せかけている個別の事態となっている。一方後件は、前件から期待されることに反する話し手の判断となっている。つまりトイヘドモは、不特定多数に共有されている（とみなされる・と見せかけている）情報を前件とし、不特定多数が共有しえない話し手個人の情報を後件としていると言える。

また、地の文においても、トイヘドモの前件は、(35) のように不特定多数に言われている事態、(36) のように不特定多数に言われているとみなされる一般性のある事態、(37) のように不特定多数に言われていると見せかけている個別の事態である。一方、後件は、そのような前件から期待される事態に反する事態となっている。

- (35) 形端正ナル事、世ニ無並シ。国王ニ仕フルニ、此レヲ寵愛シ給フ事無限シ。亦、見ル人モ文君ヲ見テ不讃ズト云フ事無シ。然レバ、文君ヲ妻トセムガ為ニ仮借スル人、世ニ多カリト云ヘドモ、未ダ若キ程ニテ、男ニ触フレバフ事無クシテ禁中ニ有リ。(今昔・卷一〇26)

- (36) 此レヲ以テ思ニ、諸ノ僧有テ経ヲ読誦セム時ニ、諸ノ鳥獸見エバ、必ズ読テ可令聞也。鳥獸、分別無シト云ヘドモ、法ヲ耳ニ触レツレバ必ズ利益ヲ蒙ル事如此シ也トナム語り伝ヘタルトヤ。(今昔・卷七10)

- (37) 今昔、仏悉達太子ト申シ時ニ、三人ノ妻御シテ、其ノ中ニ耶輸多羅ト申ス人有リ。其ノ人ノ為ニ太子勲ニ当リ給フ事有レドモ、思知タル心無シ。太子無量ノ珍宝ヲ与ヘ給フト云ヘドモ、更ニ不喜ズ。(今昔・卷三13)

地の文では、会話文と同じように、前件は不特定多数に共有されている（とみなされる・と見せかけている）情報である。一方後件は、話し手、つまりは語り手の個人的な判断とは言い難いが、前件から期待される事態に反する事態であり、不特定多数が共有していない情報であると考えられる。

つまりトイヘドモは、基本的には、不特定多数に共有されている情報を提示し、それとは相容れない、不特定多数に共有されていない情報との対立を示していると言える。前件が不特定多数に共有されている情報となるのは、「言ふ」が有している発話行為の意味が抽象化して、不特定多数に言われていることの提示へと移行しているためである。この「言ふ」の意味がさらに抽象化して、不特定多数に言われているとみなされることの提示や、不特定多数に言われていると見せかけていることの提示に移行すると、トイヘドモによって提示される情報も、不特定多数に共有されているとみなされるものや、不特定多数に共有されていると見せかけているものになる。

5 トイヘドモの意味・機能

トイヘドモの前件は、3節で述べたように、ドモによって多大な事態や質的に甚だしい事態となっており、前件と後件の事態には、量や質の面で差があると言える。トイヘドモにはそのことに加えて、4節で述べたように、前件と後件の事態間にトイフによる情報の差が生じており、前件と後件の事態の関係は非常にアンバランスなものであると考えられる。トイヘドモの前件は、量的に多大、もしくは質的に甚だしい事態で、さらには不特定多数に共有されている事態であり、そこから期待される事態は、その成立がかなり確実なものとして考えられる事態であると思われる。しかし、実際に成立している後件の事態は、その期待に反する事態であり、そこに述べられる対立は、普通に考えれば有り得ないような、甚だしいギャップのあるものだと言える。以上から、トイヘドモは、多大であったり質的に甚だしかったりする事態を、さらに不特定多数に共有される事態として提示し、それを条件とした場合にも期待される事態が生起しないことを示す形式であると言える。

トイヘドモは、「当初、漢文の素養のある男性の文章語・口頭語として用いられ、一般化してからも主として漢文脈・和漢混淆文脈の語として近代に至るまで用いられた」（西田直敏（1971）「いへども」）とされ、和文ではあまり見られない。『今昔物語集』でも、漢文訓読的傾向の強い巻一～一七では多用されているが、漢文訓読系の文体を中心としながらもかなり和文体の混入や投影が見られる巻二二～三一では、その使用が極端に減少している*6。しかしながら、そのような文体的な特徴は、トイヘドモを用いた場合に生じるニュアンスが大きく関わっているのではないかと思われる。トイヘドモが多用されている巻一～一七は、天竺、震旦、本朝仏法について書かれている巻である。トイヘドモを用いると、前件が不特定多数に共有されている情報であるという意味が付与されることが、そのような異国の話や仏法の話語る際に、好まれたのではないだろうか。

文体的な特徴は、トイヘドモだけではなく、ドモやドについても指摘されている（ドモは訓読文、ドは和文で多用されている）。しかしながら、トイヘドモとドモには、トイフの有無という形態差があり、ドモとドにおいても、その有無という形態差が見られることから、三形式には意味・機能上の差異も見出すことができるのではないかと思われる*7。そのような形態差から生じている意味・機能上の差異と、従来指摘されてきた文体差とがどのように関係するのか、また、条件表現体系において三形式をどのように位置づけることができるのかについては、今後考えていきたい。

注

*1 今回調査した範囲では、引用を表す助詞が「など」で現れているものと、引用を表す助詞がないものも1例ずつ見られた。

・三日はみかどの御かうぶりとて、世はさはぐ。白馬やなどいへども、心ちすさまじうて、七日もすぎぬ。

（蜻蛉・下）

- ・我レ、生タリシ時、念仏三昧ヲ悟リキト云ヘドモ、酒肉ノ食ヲ好テ、多クノ魚鳥等ヲ殺セリシガ故ニ、叫喚地獄ニ墮タリ云ヘドモ、念仏ヲ修セシカニ依テ、熱鉄還テ清涼ノ如キ也。(今昔・巻六18)
- *2 『万葉集』の用例は、ド・ドモの読みに問題のない一字一音表記の例と、前接する語形からド・ドモの読みが決定できる例のみを数えている。
- *3 体言+助動詞ナリが前接するものは、文が前接するものに含める。
- *4 西田直敏(1971)「いへども」では、「本来、確定条件を表わすものであるが、中世以降用法が拡大され、仮定条件を表わすのにも用いられた」とされている。また、糸井通浩(2001)「といへども」では、「室町時代以降は主として仮定の逆接条件を表すようになった」とされる。
- *5 詳しくは江原由美子(2001)を参照されたい。そこで論じているのは、平安時代の初期の和文作品(竹取、伊勢、土佐、大和)におけるドモの機能であるが、院政期の『今昔物語集』のドモについても、同様の機能が指摘できるものと思われる。
- *6 山田巖(1958)によると、『今昔物語集』におけるド・ドモ・トイヘドモの用例数(和歌の例は除く)は、巻一〜一七ではド9例、ドモ271例、トイヘドモ654例、巻一九・二〇ではド5例、ドモ93例、トイヘドモ92例、巻二二〜三一では、ド12例、ドモ568例、トイヘドモ51例であると言う。
- *7 ドモとドの機能差については、江原由美子(2001)を参照されたい。

使用テキスト

(竹取)『竹取物語』、(古今)『古今和歌集』、(伊勢)『伊勢物語』、(土佐)『土佐日記』、(蜻蛉)『蜻蛉日記』、(枕)『枕草子』、(紫)『紫式部日記』、(更級)『更級日記』、(今昔)『今昔物語集』巻一〜一〇のみ、(方丈)『方丈記』、(宇治)『宇治拾遺物語』、(徒然)『徒然草』…以上、岩波書店新日本古典文学大系／(大和)『大和物語』、(和泉)『和泉式部日記』…以上、岩波書店日本古典文学大系／(万葉)『万葉集』…『万葉集本文篇』塙書房・伊藤博校注『万葉集上巻』『同下巻』角川文庫／(源氏)『源氏物語』…『源氏物語大成』中央公論社(引用に際しては、表記を適宜改めた)／(法華百座)『法華修法一百座聞書抄』…勉誠社文庫(引用に際しては、句読点を適宜補った)

参考文献

- 阿部八郎(1985)「助詞総覧 2 接続助詞」『研究資料日本文法第7巻 助辞編(三) 助詞・助動詞辞典』鈴木一彦・林巨樹編、明治書院
- 糸井通浩(2001)「いへども」「ど」「といへども」「ども」『日本語文法大辞典』山口明穂・秋本守英編、明治書院
- 江原由美子(2001)「平安初期和文における接続助詞ド・ドモの機能」『岡大文論稿』29
- 春日政治(1942)『西大寺本金光明最勝王経古点の国語学的研究』斯道文庫(復刊、(1969) 勉誠社)
- 小金丸春美(1990)「相手の推論を否定する形式をめぐって—「～といっても」と「～からといって」—」『梅花短大 国語国文』3
- 此島正年(1966)『国語助詞の研究—助詞史の素描—』桜楓社
- 桜井光昭(1959)「『ど』の研究」「『ども』の研究」『国文学解釈と教材の研究』4-9
- 田窪行則(1989)「名詞句のモダリティ」『日本語のモダリティ』くろしお出版
- 田中雅和(1992)「条件句構成の「雖」・「トイヘドモ」・「トイフトモ」について」『鎌倉時代語研究 第十五輯』武蔵

野書院

- 塚原鉄雄 (1958) 「接続助詞—ば・ど・ども・とも・と・て・つつ・で・を・に・が—」『国文学解釈と鑑賞』23-4
- 築島裕 (1963) 『平安時代の漢文訓讀語につきての研究』東京大学出版会
- 中嶋孝幸 (1990) 「「という」の機能について」『阪大日本語研究』2
- 西田直敏 (1971) 「いへども」「ど」「ども」『日本文法大辞典』松村明編、明治書院
- 飛田良文 (1970) 「ば・と・とも・ど・ども・も くても くけれども くところが くところで」『国文学解釈と鑑賞』35-13
- 藤田保幸 (1987) 「～トイウト」「～トイエバ」と「～トイッテ」「～トイッテモ」—複合辞に関する覚書—『国語国文学報』44
- 藤田保幸 (2000) 『国語引用構文の研究』和泉書院
- 松尾拾 (1967) 『今昔物語集の文体の研究』明治書院
- 森重敏 (1965) 『日本文法—主語と述語—』武蔵野書院
- 山口堯二 (1980) 『古代接続法の研究』明治書院
- 山口堯二 (1996) 『日本語接続法史論』和泉書院
- 山田巖 (1958) 「今昔物語の文法」『日本文法講座4 解釈文法』明治書院 (山田巖 (1982) 『院政期言語の研究』桜楓社、所収)
- 山田孝雄 (1935) 『漢文の訓讀によりて傳へられたる語法』宝文館
- 湯澤幸吉郎 (1936) 「接続助詞「とも」「ど(も)」の用法」『国語解釈』1-4 (湯澤幸吉郎 (1940) 『国語学論考』八雲書林、所収)